4　入札手続等
⑴～⑵　開発旭川第16号の４⑴～⑵に同じ。
⑶　申請書、資料及び見積書の提出期間及び提出方法　令和６年12月６日９時00分から令和７年１月15日12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。
⑷～⑸　開発旭川第16号の４⑷～⑸に同じ。
5　その他
⑴　開発旭川第16号の５⑴に同じ。
⑵　入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局旭川開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶～⑽　開発旭川第16号の５⑶～⑽に同じ。
⑾　工事説明会を行う。
⑿　資料のヒアリングを行う。
⒀　提出された見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う場合がある。
⒁～⒃　開発旭川第16号の５⑿～⒁に同じ。
⒄　一般競争参加資格の申請を受理されていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の申請を受理されていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け北海道開発局長公示）２⑴に定める提出場所において、受け付ける。
⒅～⒇　開発旭川第16号の５⑯～⒅に同じ。

6　Summary
⑴, ⑵ and ⑷～⑹　The same with the notice above (No. 16)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Machinery for the Chikabumi Head Works, Agricultural Irrigation Project of Kyoei Chikabumi Second Phase, Hokkaido, Japan

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年12月６日
契約担当者　国立大学法人東京大学
総長　藤井　輝夫
代理人施設部長　齋藤　幸司
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
○第６号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名東京大学（本郷）（仮称）ダイバーシティ＆インクルージョン棟（Ｂ棟）新営その他工事（再公告）
⑶　工事場所　東京都文京区本郷７－３－１（東京大学構内）
⑷　工事内容
①　管理施設（事務、保育施設）新営工事鉄筋コンクリート造　地上４階地下２階、塔屋　建築面積1,225.9㎡、延床面積3,798.9㎡
②　建築とりこわし工事　鉄筋コンクリート造　地下１階建　建築面積124.0㎡、延床面積124.0㎡
③　既設排水管推進工事　発進立坑　φ2000　深さ6.9m、到達立坑　φ2000　深さ10.2m　小口径管推進工法（硬質塩化ビニル管）37.9m
なお、関連する機械設備工事及び電気設備工事は別途発注される予定である。
⑸　工期契約締結日の翌日から令和７年３月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約3,150㎥、鉄骨　約23.5ｔ、鉄筋　約560ｔ、ガラス　約390㎡
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。
2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は、２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに契約担当者から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人東京大学契約事務取扱規程（平成16年４月１日）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時において、文部科学省における建築一式工事の一般競争参加資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,050点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては900点）以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該契約担当者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成21年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
但し、配置予定技術者には上記実績は問わない。なお、当該工事の契約書及び図面の写しを提出できるものに限る。
A　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の、研究施設、病院施設、校舎、保育施設、屋内運動場、博物館施設、美術館施設、図書館施設又は庁舎における、建築一式の新営工事で、地上２階建以上かつ延床面積1,200㎡以上の工事
B　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の、研究施設、病院施設、校舎、保育施設、屋内運動場、博物館施設、美術館施設、図書館施設又は庁舎における、建築一式の新営工事で、地上２階建以上かつ延床面積600㎡以上の工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ただし、共同企業体にあっては、代表者が監理技術者を専任で、代表者以外の構成員が主任技術者又は監理技術者を専任でそれぞれ配置できること。
・１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
⑼　警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。